

令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）すけとうだら日本海北部系群 漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 4 年 12 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2－9 に定められた漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的漁獲可能量）を T A C とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2－9 の漁獲シナリオの概要

基本方針別紙 2－9 の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 0.9 を乗じた値により導かれる A B C を T A C とする。

（3）令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
すけとうだら日本海北部系群	15,300 トン ※（6）を参照

（参考 1）別紙 2－9 の資源管理の目標及び漁獲シナリオ

すけとうだら日本海北部系群

- （1）目標管理基準値：380 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：171 千トン（最大持続生産量の 60%を達成するために必要な親魚量）
- （3）暫定管理基準値：171 千トン（限界管理基準値と同値）
- （4）禁漁水準値：25 千トン（最大持続生産量の 10%が得られる親魚量）
- （5）漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- （6）数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における前管理年度の T A C の未利用分を、当該 T A C（当初配分数量の合計）の 5%を上限として翌管理年度に繰越し

（参考 2）すけとうだら日本海北部系群 T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R5 年 (案)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
すけとうだら 日本海北部系群	15,300	7,500 (7,890)	7,900 (8,220)	6,700	6,300

※括弧内は参考 1（6）による変更後の数字

(参考3) すけとうだら日本海北部系群の漁獲実績

単位：トン

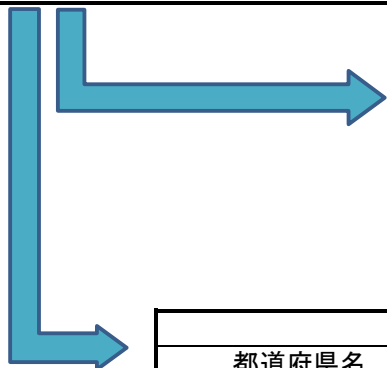
特定水産資源	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
すけとうだら 日本海北部系群	5, 546	5, 151	5, 233	5, 646	5, 300

2 配分（案）

- (1) 過去3か年（平成29年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和5管理年度すけとうだら日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら日本海北部系群	15,300



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	8,300

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,900	秋田県、山形県及び新潟県については、現行水準とする。